

2009年8月13日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護
に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目
的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2009年7月30日付けで諮問（第398号）された生活保護法（昭和25年
法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供する
こと及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申しま
す。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下
「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要
性は、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省
略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次
のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

横浜区検察庁検察官副検事より、刑事訴訟法第197条第2項（「捜査につ
いては、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがで
きる。」）に基づき捜査のため、生活福祉課で保有する生活保護受給者情報の
照会がなされた。刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供し
なければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量

に委ねられている場合に該当するため、横浜区検察庁検察官副検事に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

また、横浜地方検察庁検察官検事より、刑事訴訟法第507条（「検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」）の規定に基づき、生活福祉課で保有する生活保護受給者情報を提供して欲しい旨の照会がなされた。刑事訴訟法第507条の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、横浜地方検察庁検察官検事に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

また、神奈川県藤沢警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項に基づき捜査のため、生活福祉課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされたので、同様に、神奈川県藤沢警察署司法警察員に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 横浜区検察庁検察官副検事

(ア) 目的外に提供する個人情報

生活保護受給者の保護の種類、保護支給状況、保護開始の日、保護停止又は廃止決定の有無、受給時の住居

(イ) 目的外に提供する相手方

横浜区検察庁検察官副検事

(ウ) 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

(エ) 目的外提供に対する実施機関の考え

a 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した横浜区検察庁検察官副検事によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課

せられている。

また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

b 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について横浜区検察庁検察官副検事に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、当庁において捜査中の道路交通法違反の容疑がかけられており、保護受給者の経済状況等を裏付けし、動機の確定を行う必要がある。」とのことであつた。

本件の目的外に提供する個人情報、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よつて、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

イ 横浜地方検察庁検察官検事

(ア) 目的外に提供する個人情報

生活保護受給者の保護の種類、保護の方法（保護施設の利用等）、保護開始の日、保護停止又は廃止決定の有無、受給時の住居

(イ) 目的外に提供する相手方

横浜地方検察庁検察官検事

(ウ) 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第507条

(エ) 目的外提供に対する実施機関の考え

a 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第507条に基づくものである。

刑事訴訟法第507条は「検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した横浜地方検察庁検察官検事によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また、裁判の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

b 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について横浜地方検察庁検察官検事に問

い合わせたところ、「当庁において裁判後に追徴金を課したものの支払いが滞っている状況なので、保護の有無はもとより保護受給者の経済状況等を確認し、執行する必要がある。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

ウ 神奈川県藤沢警察署司法警察員

(ア) 目的外に提供する個人情報

生活保護受給者の月額生活扶助費，月額住宅扶助費，月額医療扶助（いずれも過去3ヶ月分）

(イ) 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

(ウ) 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

(エ) 目的外提供に対する実施機関の考え

a 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

b 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の傷害事件の容疑がかけられており、保護受給者の経済状況等を裏付けし、動機の確定を行う必要がある。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであ

る。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、ア・ウの目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。また、イの目的外提供は、追徴金の支払・差押業務を行うにあたり本人通知をした場合には、資産の隠蔽を行う等当該業務の遂行に支障が生じることを執行機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

ア 捜査関係事項照会書

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

ア 横浜区検察庁検察官副検事

本件照会は正当な請求権を有した横浜区検察庁検察官副検事によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、当庁において捜査中の道路交通法違反の容疑がかけられており、保護受給者の経済状況等を裏付けし、動機の確定を行う必要がある。」とのことである。また、実施機関では生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであると確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。ただし、道路交通法違反の動機の確定に、生活保護状況がどのように結びつくのか不明であるため、再度、相手方に生活保護受給者情報の必要性を確認し、回答内容に合理性があると判断した場合に、当審議会に報告することを条件とするものである。

イ 横浜地方検察庁検察官検事

本件照会は正当な請求権を有した横浜地方検察庁検察官検事によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「当庁において裁判

後追徴金を課したものの支払いが滞っている状況なので、保護の有無はもとより保護受給者の経済状況等を確認し、執行する必要がある。」とのことである。また、実施機関では生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであることを確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

ウ 神奈川県藤沢警察署司法警察員

本件照会は正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の傷害事件の容疑がかけられており、保護受給者の経済状況等を裏付けし、動機の確定を行う必要がある。」とのことである。また、実施機関では生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであることを確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

ア、ウの目的外提供については、捜査のために行うものであり、実施機関では、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障をきたすことを捜査機関に確認している。また、イの目的外提供についても、追徴金の支払・差押業務を行うにあたり本人通知をした場合には、資産の隠蔽を行う等当該業務の遂行に支障が生じることを執行機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上